

予算が決まるまで



予算とは1年間（4月から翌年3月まで）の収入と支出の見積りです。市長が予算案を作り、市議会で議論して決まります。2月定例会では、令和4年度当初予算案について審議を行いました。今回は、予算審議を経て予算が決まるまでの流れについて紹介します。

開会

予算案提出・市長説明

市長が作成した予算案が議会に提出され、市長などが予算案の説明を行います。



議案質疑

本会議で、予算案に対して議員が質問し、市長などがこれに答えます。その後、所管委員会に付託されます。



委員会審査

一般会計予算決算委員会・特別会計企業会計予算決算委員会をそれぞれ開き、予算案を専門的かつ詳しく審査します。



議決

再び本会議を開き、各委員長が委員会での審査経過・結果を報告し、委員長報告に対する質疑、討論が行われ、その後、予算案に賛成か反対かの意思決定（採決）を行い、可決されると予算が成立します。



閉会

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアは、去る2月24日、ウクライナへの侵略を開始し、一般市民を含めた多数の尊い命が奪われている。ロシアによる武力攻撃は、ウクライナの主権と領土を侵害する明らかな国際法違反であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為として断じて容認できない。

よって、沼津市議会は、この主権侵害に対し厳重に抗議の意を表するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求める。

また、政府におかれては、現地在留邦人の安全確保に最大限努めるとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

※決議とは、議会が行う意思形成行為で、広く対外的に議会の意思を表明するために行われる議会の議決のことです。